

## 1. 計画の性格

瀬戸内海の環境の保全に関し、瀬戸内海環境保全特別措置法(以下「法」という)第3条に基づき策定される基本的な計画。

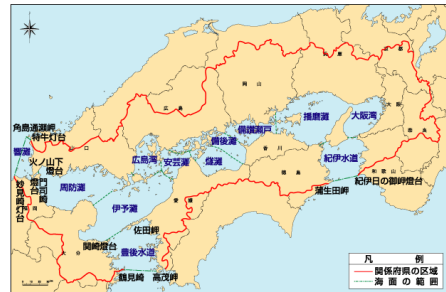
第3条 政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない。

本計画の内容は、水質総量削減の実施、藻場・干潟等の保全・回復、海砂利採取や埋立てにおける配慮等の瀬戸内海の環境保全に関連する諸施策の実施に当たって規範となるべきもの。

また、関係府県(大阪府等13府県)の知事は、本計画に基づき当該府県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について、瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画を定め、施策を推進していくこととなる。

## 2. 計画の範囲

瀬戸内海における水質の保全、海面及びこれと一体をなす陸域における自然景観の保全並びにこれらの保全と密接に関連する動植物の生育環境等の保全について定める。



# 瀬戸内海環境保全基本計画の主な変更ポイントについて ～『豊かな瀬戸内海』の実現を目指して～

### 背景及び経緯

- 瀬戸内海環境保全基本計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき政府が策定する、瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画(以下「基本計画」という。)であり、計画は昭和53年に閣議決定により決定され、以降、平成6年に一部変更、平成12年に全部変更が行われている。
- 基本計画は平成12年12月の変更から10年以上が経過し、生物多様性の向上等の新たな課題が出てきたことから、中央環境審議会において、平成24年10月に「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」の答申が出された。
- 平成25年4月に中環審水環境部会に「瀬戸内海環境保全小委員会」が設置され、同年7月以降、答申を踏まえた基本計画の変更について審議を行い、平成26年10月にパブリックコメントを踏まえた小委員会としての基本計画の変更案がとりまとまった。

### 答申の概要

<b>瀬戸内海の3つの価値</b>	<b>「庭」</b> 景観、憩いの場、 生物生息場	<b>「畑」</b> 高い生物生産性	<b>「道」</b> ヒトとモノが行き 交う海の道
-------------------	---------------------------------	-----------------------	---------------------------------

### 今後の目指すべき将来像

豊かな生態系サービスを将来にわたり享受し、生物が生息していけるよう  
3つの多面的価値・機能が最大限に発揮された『豊かな瀬戸内海』  
湾・灘等の規模で**海域の状況や特性に応じた『豊かな海』**

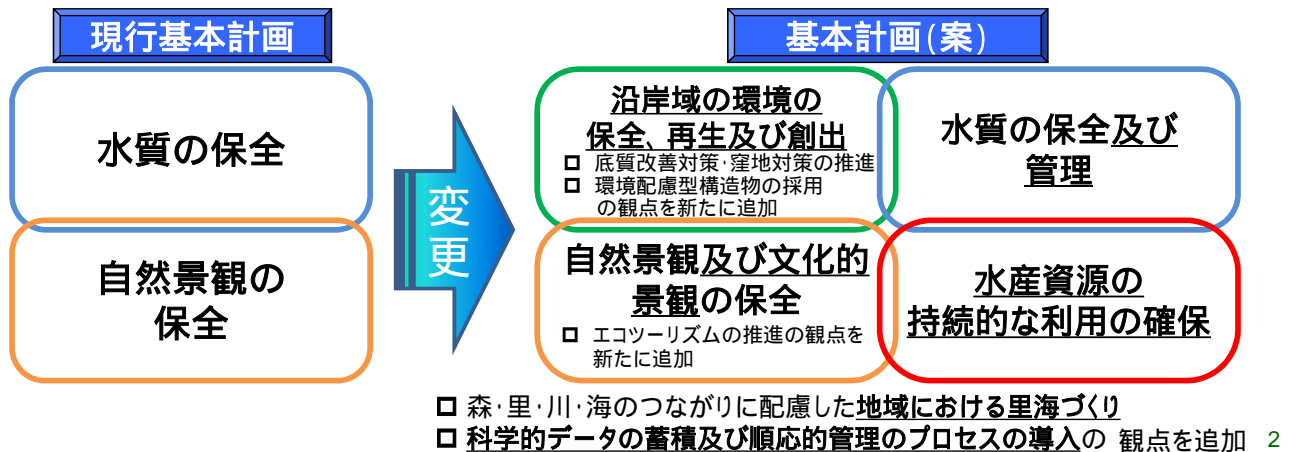
**豊かな瀬戸内海の望ましいイメージ**  
美しい海  
多様な生物が生息できる海  
賑わいのある海

# 瀬戸内海環境保全基本計画の主な変更ポイントについて

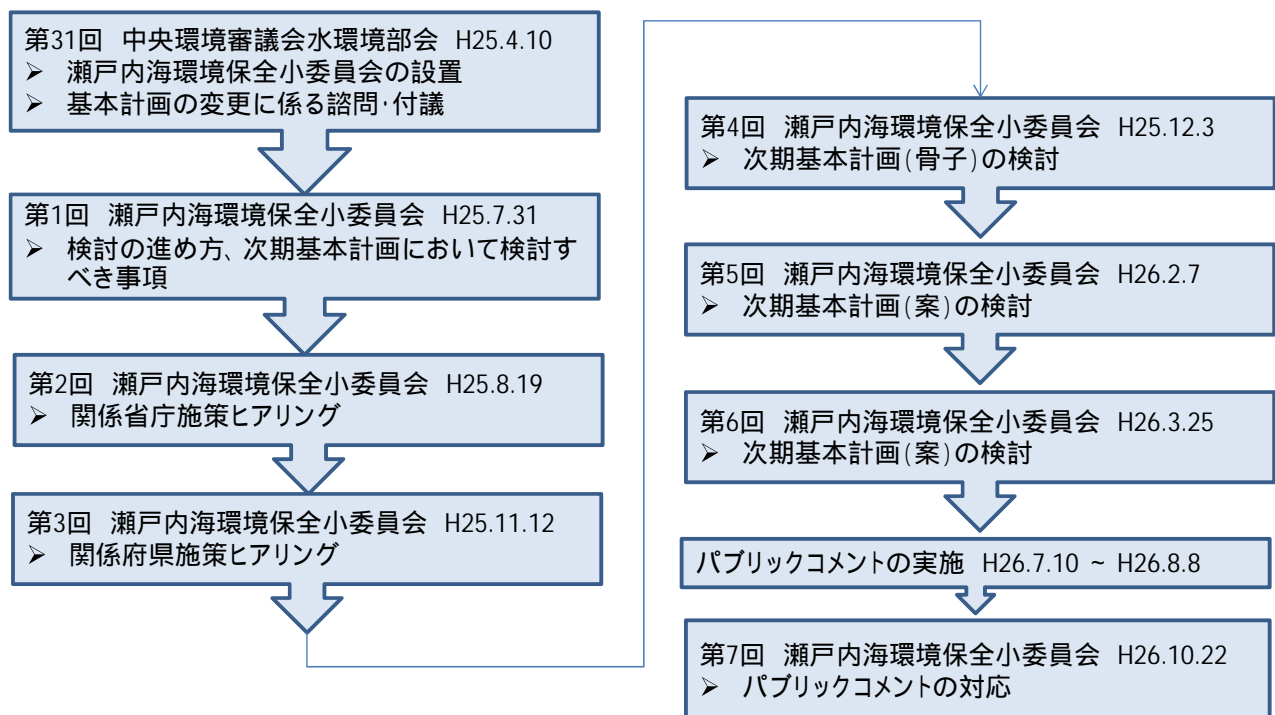
## ～『豊かな瀬戸内海』の実現を目指して～

### 現行基本計画からの変更の主なポイント

現計画も含めこれまでの計画において、期間を設けておらず進捗管理の規定がなかったため、**計画の期間を設け、施策の進捗状況について点検**を行うことを明確化  
 『豊かな瀬戸内海』という考え方を踏まえ、生物多様性の観点から、藻場・干潟等の保全を含んだ**「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」を新たに目標立てし**、今後の施策の方向性の明確化  
 水質保全に関して、水質汚濁防止のための保全に加え、**地域性や季節性に合った水質の管理が重要**であるため、水質保全の目標に**管理の観点を追加**  
 生物多様性の観点からも、水産資源が、生態系の構成要素であり限りあるものであるため、**「水産資源の持続的な利用の確保」を新たに目標立てし**、今後の施策の方向性の明確化



## 瀬戸内海環境保全基本計画の検討経緯

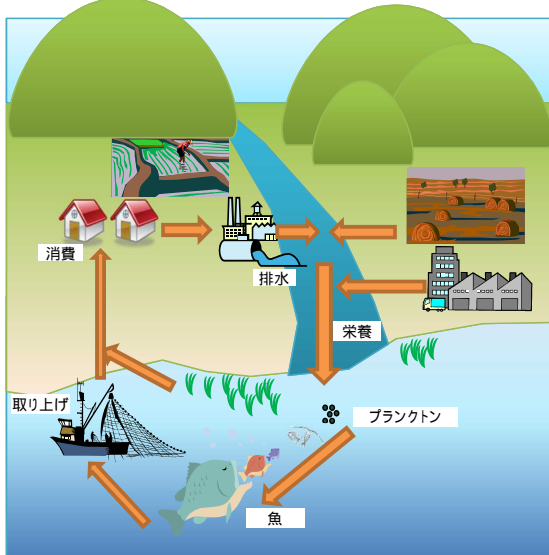


# 海域のヘルシープラン

～ 生物多様性に富んだ、豊かで健全な海の構築のために～

## 海域のヘルシープランとは？

✓ 生物多様性に富み、豊かで健全な海域の構築に向け、陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するための効率的かつ効果的な管理方策です。



川から海に流入した栄養は、やがて、プランクトンや海藻に吸収され、魚に食べられます。魚や海藻は食卓に上ったり、肥料になったりして、また川を通じて海へと戻っていくように、栄養が循環しています。

この循環バランスを健全にするための管理計画を「海域のヘルシープラン」と呼んでいます。

## 三河湾ヘルシープラン

### 【不具合】貧酸素水の拡大



活発な食物連鎖を起こすための基盤強化

対策 干潟・浅場の保全・再生 対策 アマモ場の保全・再生



対策の推進支持・協力  
 対策 三河湾サポーターの増加、適切な目標設定・共有、調査研究の推進

は今後力を入れていくべき対策、new!は今後必要性を含めて検討すべき新たな対策

# 播磨灘北東部ヘルシープラン

## 【不具合】

ノリの色落ちや海面漁業生産量の減少等

## 【問題】

- ・ 港湾奥部の滞留域におけるDIN(溶存無機態窒素)濃度の高止まり、夏季の底層の貧酸素化
- ・ 沿岸～沖合域でのDIN濃度の低下 **DINの「偏在」**

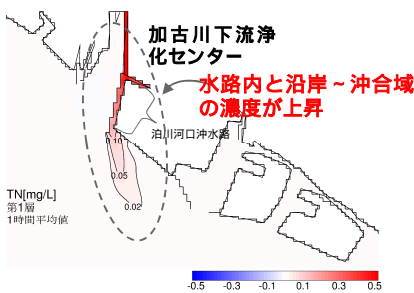
## 【課題】

- ・ DIN負荷が管理可能な事業場等の排水を有効に利用すること
- ・ 港湾内と沿岸～沖合域の海水交換を促進させること

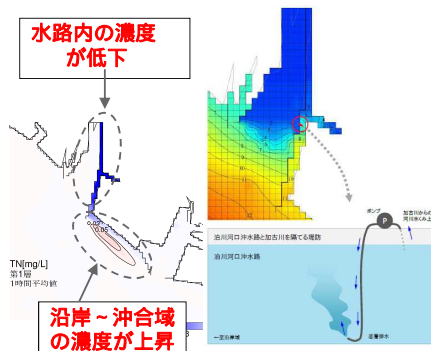


### 行動計画に基づく対策

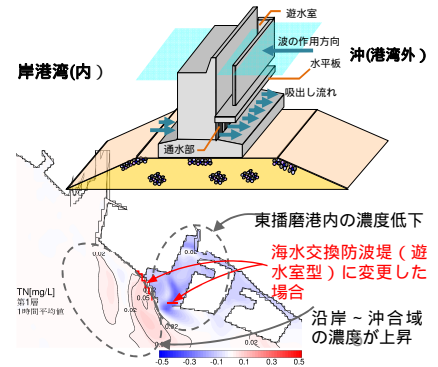
#### 加古川下流浄化センターの窒素排出量増加運転



#### 河川を利用した海水交換促進対策



#### 海水交換防波堤(遊水室型)の設置



# 三津湾地域ヘルシープラン(H25策定)

## 【懸念される不健全な事象】

貧酸素水塊の発生、カキの斃死・小粒化、アサリの斃死等

### 水質、底質等の現地調査や物質収支モデルにより三津湾の再現を実施

事象	1950年代	1960年代	1970年代	1980年代	1990年代	2000年代	現在
人口の減少	緩やかに減少						
流域 下水道の整備							2007年3月経典
河川 水質・流量減少			流量、800、全窒素が緩やかに減少、全りんが増加				
沿岸の整備			沿岸整備の推進				
干拓			国営干拓事業の実施				
カキ養殖の展開			1960年代にかけて急速に展開、以降、収穫量は緩やかに増加				
水質 水温上昇					周辺海域の海水温が緩やかに上昇		
水質 アサリの減少					目立った変化なし。ここ15年程度で全りんが僅かに増加		
底質 有機物の減少						20年ほど前に急減	
底質 アマモの繁茂							数年前から急増

三津湾における自然的・社会的状況の変遷

## 【管理方針の基本方針】

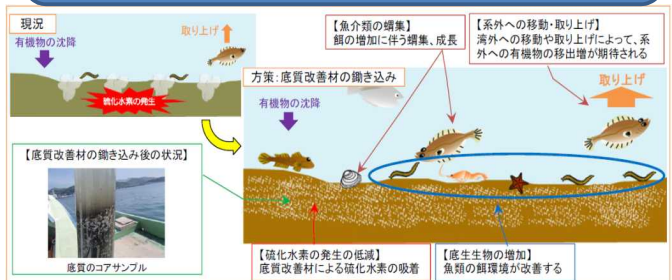
局所的な底質悪化により、今後、水質等が悪化(バランスの悪化?)する可能性は否定できない。現在の比較的良好的な環境を維持するために、『底質改善対策』を基本として、『栄養塩不足対策』を併用する。

実証試験やシミュレーションにより各改善方策の改善効果を評価

- ・ 底質改善材の鋤き込み
- ・ カキ養殖量の調整
- ・ 下水処理水放流調整等

### 採用された改善方策

底質改善材(熱風乾燥カキ殻)の鋤き込み  
底質の硫化物、底泥間隙水中の硫化水素の発生を抑制し、底質および底生生物(ベントス)の生息環境を改善



改善方策のイメージ

## 【現況】

- ・ 三津湾の水質には、湾内全域に及ぶ不健全な事象(貧酸素水塊の発生等)は確認されていない
- ・ モデルの計算結果より、湾内の海水滞留時間は約 2.5日と短い

## 【課題】

- ・ カキ筏の下(周辺)では局所的な底質の悪化が確認されている
- ・ カキの餌要求量を満たす一時生産がない可能性
- ・ カキの摂餌圧と植物プランクトン現存量のバランスが欠如している

課題抽出や改善方策の検討等についてとりまとめた「三津湾地域ヘルシープラン」を策定

## 豊かで健全な海域（ヘルシーな海）を実現するには？

- ✓ 環境省は「海域のヘルシープラン 策定の手引き」を作成。
- <http://www.env.go.jp/water/heisa/healthyplan.html>

### はじめに

- ・海域の物質循環健全化に向けたこれまでの 取組・課題
- ・「海域のヘルシープラン策定の手引き」の位置付け

### 手引きの利用方法

- ・手引きの構成、どのような場面で利用できるのか

### ・海域の“ヘルシー”な状態の考え方

1. 海の役割
2. 沿岸の海域の役割
3. 沿岸の海域への人為的関わりと海の物質循環
4. 沿岸の海域における“ヘルシー”な状態とは
5. “ヘルシー”な海域を目指すための合意形成と海域のヘルシープラン策定の必要性
6. 海域のヘルシープラン見直し(順応的管理)の必要性

### ・海域のヘルシープラン策定の要領

- STEP1 現状把握
- STEP2 問題点の抽出
- STEP3 健全化に向けた課題の抽出
- STEP4 基本方針の決定
- STEP5 健全化に向けた方策
- STEP6 方策の実施状況や効果等を確認するためのモニタリング計画
- STEP7 海域のヘルシープランの改善（順応的管理）
- STEP8 「海域のヘルシープラン」の取りまとめ